

牛妻地区水辺利用調整協議会規約（案）

（名称）

第1条 この協議会は、「牛妻地区水辺利用調整協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 牛妻地区を中心とした一級河川安倍川左岸の水辺空間の適正かつ公平な利用を確保し、市民の憩いの場、にぎわいの場を創出することを目的とする。

（所掌事務）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を処理する。

- （1）利用区域の利用及び管理運営に関するルール等を検討・調整すること
- （2）利用区域において有効に活用しようとする事業者等を選定すること
- （3）その他河川空間の適正かつ公平な利用と円滑な管理運営を実現するため必要な事項を処理すること
- （4）水辺空間整備の実現、活用施策、維持管理及びその他必要な事項について検討すること

（構成）

第4条 協議会の構成は別表のとおりとする。

- 2 協議会に会長を置き、委員の中よりこれを選出する。
- 3 委員が会議を欠席する場合は、代理を指名することができる。会長についても同様とする。

（会議）

第5条 会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 会議は、会長が必要と認めた者をオブザーバーとして参画させることができる。
- 3 会議の運営を円滑に進めるために必要とされる場合には、部会を設けことができる。

（事務局及び庶務）

第6条 協議会の事務局は、静岡市建設局土木部河川課におき、協議会の庶務は事務局において行う。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

（附則）

この規約は、令和5年5月23日から施行する。

【別紙】

牛妻地区水辺利用調整協議会委員名簿

委員区分	機関名	役 職	備 考
地域住民	うしづま水辺の楽校世話人会	会 長	会 長
	しずなか桜愛護会	会 長	副会長
	賤機中学区自治会連合会	会 長	
	牛妻自治会	会 長	
	牛妻笹子自治会	会 長	
	牛妻部農会	会 長	
	門屋自治会	会 長	
	門屋部農会	会 長	
教育機関	静岡市立賤機中小学校	教 頭	
行政機関	国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所	副所長	
	静岡市建設局土木部河川課	河川課長	事務局